

令和 6 年度政策経営部等定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（令和 6 年 12 月受領）
特別区民税等の滞納繰越分調定額の乖離について 納税課の監査を実施したところ、以下の問題点 が確認された。 財務会計システムで調定し、決算値として報告している特別区民税の滞納繰越分調定額（以下「報告値」という。）と、滞納整理、徴収業務を行ううえで使用している収納管理システムで保有している実態値である滞納繰越分調定額（以下「実態値」という。）とが乖離していたことが判明した。 判明の経緯は、令和 5 年 11 月、課内事務の総点検、及び、令和 8 年 1 月からの地方公共団体情報システム標準化への移行検証作業の中で、収納管理システム内のデータ集計を実施したことによるものである。 令和 6 年 1 月 1 日現在、実態値が 1,313,344,776 円であるところ、報告値は 603,136,234 円で、乖離額は 710,208,542 円であった。 報告値の算定方法は、調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額である。乖離の原因は、以下①、②のとおり、収入額と還付未済額の算定に誤りがあったことによる。 ① 収入額の算定について、特別徴収（給与特徴）分の出納整理期間前（6 月～3 月）に納付された翌 4 月～翌 5 月（翌年度の 1 期、2 期）の分は、出納整理期間内に翌年度分の予算科目への割り振りが行われるべきであったが、それがなされていなかった。 ② 還付未済額の算定について、還付や充当がなされておらず過払い状態になっている案件すべてを計上する必要があるが、還付決定したものの、還付が完了していない案件のみを計上しており、還付決定前の案件を含めずに算定していた。 収納管理システムの滞納額データは、実際の収納状況に基づき日々更新されるため、過去の任意の時	指摘事項について、乖離の原因を基に、以下のとおり再発防止策の徹底を図った。 ①適正な事務処理の徹底・改善について 令和 5 年度において、滞納繰越分調定額を算出するうえで、必要となる数値を、正しく効率的に抽出できるよう、システム改修を行うとともに、以下のア、イの事務処理について、改善を行った。 ア 特別徴収分の納付会計年度と調定の会計年度の乖離を生じさせないため、出納整理期間前（6 月～3 月）に納付された特別徴収分の翌 4 月～翌 5 月（翌年度の 1 期、2 期）について、出納整理期間内に翌年度分の予算科目への割り振りを行った。 イ 滞納繰越分調定額を算定するうえでの要素となる、還付未済額の算出について、還付決定したもののうち、還付が完了していないものに加え、還付決定前の過誤納の状態にあるものも含めた値を、還付未済額の算定値として正しく計上し、適正な算定を行った。 ②今後の再発防止策について 今回のような決算値の乖離を招くことのないよう、収納管理システム内にて管理している滞納繰越額のデータと財務会計システム内にて管理している報告値との比較・突合を毎月定期的に行っており、再発防止の徹底を図る。 さらに、令和 8 年 1 月からの地方公共団体情報システム標準化への移行に向けて、報告値算定の積算基準や事務処理方法についての確認・知識共有を課内、システムベンダー及び関係各所管間等で行い、業務の知識を深めることで、システム仕様を確定するまでの間で抜け漏れのない調整を実施し、適正なシステム環境の構築に努めていく。

指摘事項	措置結果報告（令和6年12月受領）
点に遡って検証することは物理的に不可能な状況である。このため、報告値と実態値との乖離が最初に発生した時期、正確な決算数値は不明のままである。この誤りによって、区民の納税額への影響はないものの、長期にわたり誤った報告値のまま議会で決算認定され、公表されてきたことになる。報告値を誤ることは、区の財政の全体を見誤ることとなり、信用失墜に繋がりがかねない。 以上のことから、特別区民税等の滞納繰越分調定額算定の事務処理は不適正である。 納税課は、特別区民税等の報告値を算定するにあたり、財務会計システムと収納管理システムとのデータを定期的に突合するなど、再発の防止に努められたい。また、令和8年1月からの地方公共団体情報システム標準化への移行にあたっても、システムベンダー、課内、関係所管課間等での情報共有を図るなどして、同様の不具合が生じることのないよう取り組む必要がある。	